

令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効果的な事業を行うため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するに当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託

3 業務の目的

洋上風力発電は、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー導入における重要な選択肢の1つであり、関連産業の立地など地域経済への波及効果も期待される。

県が令和7年4月に海洋再エネ整備法に基づく情報提供を行ったいちき串木野市沖については、国土交通省などから、区域内の船舶航行の安全確保などを求める意見が出されたところであり、そうした意見を踏まえ、国の第三者委員会による審議の結果、同年10月、同市沖は「準備区域」に整理された。

今後、各省庁からの意見を踏まえ、いちき串木野市沖について、区域内の船舶航行の安全確保に向けた検討を実施するため、本委託業務において、船舶航行の実態調査及び調査結果を踏まえた区域図の作成等を実施する。

また、地域住民の理解醸成に資するため、洋上風力発電のフォトモンタージュの作成及び経済波及効果の算定を行い、これらを踏まえた洋上風力発電に関する理解醸成活動を実施する。

4 業務の内容

(1) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(2) 履行期限

令和9年3月19日（金）

(3) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め25,124,000円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力及び技術的能力を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

(1) 委託業務の実施に関するノウハウを有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止

処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。) になり
ない者であること。

- (4) 現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく鹿児島県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

6 企画提案内容

- (1) 対象区域及びその周辺海域に係る船舶交通量調査及び区域図の作成
船舶交通量調査や海上交通流シミュレーションの実施に当たっては、「洋上風力発電事業に係る航行安全対策ガイドブック（日本海難防止協会）」や「一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保について（R8. 3. 24付け国土交通省事務連絡）」を参考にするとともに、洋上風力発電事業に係る船舶航行の安全確保に向けた検討に必要な調査について、具体的な手法を提案すること。
- (2) 洋上風力発電に関するフォトモンタージュ（景観イメージ）の作成
フォトモンタージュの作成方法や完成イメージについて、具体的に提案すること。
- (3) 洋上風力発電設備導入に係る経済波及効果の算定
総事業費の推計方法や経済波及効果の分析方法について、具体的な手法を提案すること。
- (4) 洋上風力発電に関する地域住民の理解醸成を図る取組の実施
シンポジウムの開催に当たっては、オンライン・アーカイブ配信の対応やシンポジウムの内容をまとめた公表用資料の作成など、効果的に地域住民の理解促進を図る方法について、具体的に提案すること。
- (5) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書（案）に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

7 スケジュール

項 目	日 程
① 公募（実施要領等の公表）	令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月下旬
② 質問の受付	令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月 18 日（月）
③ 応募書類の受付	
※ <u>参加表明書類</u> の受付	令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月 25 日（月）
※ <u>企画提案書類</u> の受付	令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月下旬
④ 企画提案書等説明会	令和 8 年 5 月下旬
⑤ 企画提案書等審査	令和 8 年 6 月上旬（予定）
⑥ 最優秀提案者の決定	令和 8 年 6 月上旬（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 15 分必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時 15 分が提出期限となるため留意すること。

※ 本委託は、令和 8 年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金（経済産業省）を財源に実施している。応募書類等の受付は、同補助金の交付決定後に実施する必要があることから、期日が決まり次第ホームページで周知する。

8 応募に必要な資料

(1) 応募に必要な資料の交付

応募に必要な資料については、次のとおり交付する。

① 交付方法	本県のホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。 (URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/youjyou.html)
② 交付資料	ア 令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託プロポーザル実施要領 イ 令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託仕様書

(2) 参加表明書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年5月25日(月)午後5時15分(必着)
② 提出方法	提出書類一式をPDFにまとめ、下記メールアドレスに電子媒体で送信すること。 ※電子メール送信後、電話により着信の確認を行うものとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係(県庁10階) 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 : 099-286-2727(直通) E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書(別紙様式2) イ 参加資格確認申請書(別紙様式3) ウ 業務実績調書(別紙様式4) 過去3年間において、国・地方公共団体等との間で契約・履行した類似業務があれば、主な実績を記載すること。 エ 別紙様式4の記載内容が確認できる書類 オ 鹿児島県税の納税証明書 発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するもの(鹿児島県内に事業所を持たない事業者は提出不要)

(3) 企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年5月下旬(予定)
② 提出方法	企画提案書の提出・受付は電子データで行う。手順は以下のとおり。 ア 参加者は、(2)参加表明書類の提出後、エネルギー対策課から送付された提出書類データアップロード用URLに応募提出書類一式をPDFにまとめてアップロードする。 イ アップロード後、電話により受信の確認を行う。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係(県庁10階) 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 : 099-286-2727(直通) E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案書(別紙様式5) イ 法人等調書(別紙様式6) ウ 事業実施計画書(企画提案)(様式任意) 具体的な企画提案の内容を示すこと。 エ 実施体制(様式任意) 当業務を実施するに当たっての人的体制(責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等)を示すこと。 オ 経費積算書(様式任意) 経費の総額及び内訳がわかるものとする。

(4) その他

- ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- イ 提出後における企画提案書類の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託プロポーザルに係る質問書」(別紙様式1)を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和8年5月18日(月)午後5時15分必着
- イ 提出先 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課
エネルギー高度化係(県庁10階)
E-mail: ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 電子メール(電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

- ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載する。
(URL: <https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/youjyou.html>)
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

10 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定する。提出された企画提案書類について、必要に応じて書面等による質疑やプレゼンテーションを求めることがある。プレゼンテーションを求める場合は、その日時及び場所を別途応募者に連絡する。

なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において企画提案書等の内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表1により審査し、本業務委託契約の委託予定業者を選定する。

11 委託予定事業者の選定結果の通知

(1) 審査の結果、上限提案価格(25,124,000円(税込))の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり通知する。

① 日時	令和8年6月上旬(予定)
② 方法	すべての応募者に文書により通知する。

12 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の提出は 1 者 1 案とする。
- (3) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成すること。
- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等の内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 提出された企画提案書類は、本件業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (6) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (7) 応募書類の提出期限以降の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (8) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 採用された企画提案書等の使用权は県に帰属する。
- (10) 委託予定事業者の選定結果の通知後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定するものとする。なお、協議の結果、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (11) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県の定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (12) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (13) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき対応する。

14 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電話：099-286-2727（直通） F A X：099-286-5686
(土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表1（企画提案書審査基準）

評価項目	評価基準内容等	配点
事業の内容、目的に沿った企画案であること	企画内容が事業目的及び趣旨に沿って組み立てられているか	10点
	船舶交通量調査及び区域図の作成、フォトモンタージュの作成、経済波及効果の算定について、適切な手法により、効果的に実施するものとなっているか	30点
	地域住民の理解醸成を図る取組は洋上風力発電に対する理解促進が図られるよう効果的な実施内容となっているか	25点
実施体制などを含めて、事業遂行が確実なものであること	企画内容、スケジュール等からみて適切に実施することが可能か	10点
	人的体制等の実施体制は、企画内容の遂行に十分なものであるか	10点
必要経費などが適切に計上されていること	各経費の内容は、用途が明確で企画内容に対して適切であるか	10点
総合的な評価	企画全体を通じた総合的な評価	5点
合計		100点